

追 加 議 案 一 覧 表

第 8 8 号議案	瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部改正について	1
第 8 9 号議案	倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について	3
第 9 0 号議案	令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号）	別冊
第 9 1 号議案	令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 9 2 号議案	令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 1 号）	別冊
報告第 1 4 号	専決処分の報告について	別紙
報告第 1 5 号	専決処分の報告について	別紙

2年市長提出第88号議案

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部改正について

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月25日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例

瀬戸市遺児修学手当支給条例（昭和48年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給期間及び支払期月) 第6条 <省略> <u>2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。</u>	(支給期間および支払期月) 第6条 <省略>
<u>3 手当は、3月及び9月の2期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、手当を支給すべき理由が消滅した場合には、支払期月でない月であっても、支払うものとする。</u>	2 手当は、3月および9月の2期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、手当を支給すべき理由が消滅した場合には、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市遺児修学手当支給条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第5条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合について適用する。

3 前項の規定に関わらず、災害その他やむを得ない理由で令和2年9月1日から施行日の前日までの間に生じたものにより改正前の瀬戸市遺児修学手当支給条例第5条の規定による認定の申請をすることができなかつた場合については、新条例第6条第2項の規定を適用する。この場合においては、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由のやんだ日が瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年瀬戸市条例第 号）の施行の日前である場合には、同日後15日以内）」とする。

(理由)

この案を提出するのは、災害その他やむを得ない理由により遺児修学手当の受給資格の認定の申請が遅延した場合に対応するため、支給開始月の特例を設けるに当たり、瀬戸市遺児修学手当支給条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第89号議案

倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
本市が当事者である倒木による物損事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和2年9月25日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 事故の概要

令和2年7月7日穴田町地内において、相手方小型乗用自動車が駐車中、隣接する市管理地にある樹木が倒れ、当該車両が損傷した物損事故

2 損傷の状況

右側面、リヤ部及びルーフの損傷

3 損害賠償の額

897,042円（車両損害料及び代車費用）

4 和解の要旨

- (1) 本市と相手方は、本件事故に係る損害が上記3の金額897,042円であること及び同金員は全て本市において支払済みであることを認める。
- (2) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（理由）

この案を提出するのは、本市が当事者である倒木による物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会

の議決を求めるため必要があるからである。